

7 介護保険制度

介護保険制度のあらまし

介護保険は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援を必要とする方がサービスを利用できる制度です。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、三鷹市が保険者となって運営しています。

介護保険の被保険者と保険料

介護保険は、国・都・市の公費と40歳以上の被保険者が負担する保険料によって運営されています。介護保険料の決め方や納め方は、40歳～64歳の方と65歳以上の方でそれぞれ異なります。

40歳～64歳の方 ⇨ 第2号被保険者

65歳以上の方 ⇨ 第1号被保険者

■ 40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料の決め方・納め方

加入している医療保険の保険者によって金額は異なります。

保険料については、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険などに加入している方
決め方	国民健康保険税の算定方法と同様に、所得などに応じて世帯ごとに決められます。	加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療分・後期高齢者支援分に介護分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療保険の保険料と介護保険料をあわせて、給料及び賞与から差し引かれます（原則として事業主が半分を負担します。）。

■ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の決め方・納め方

市町村ごとに計算され、三鷹市では令和6年度～令和8年度の3年間は年額75,600円を基準とし、前年の合計所得金額に応じた19段階で保険料額が決まっています。詳細は、65歳のお誕生日月にお送りしている「みんなの介護保険ハンドブック」やHPをご覧ください。

	年金の額が年額18万円以上の方	年金の額が年額18万円未満の方 年金を受給していない方
決め方	介護サービスにかかる費用などから算出される基準額（※1）をもとに、前年の所得や世帯の状況に応じて決められます。	
納め方	（特別徴収） 年金の支払い月（4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）に特別徴収（天引き）されます。	（普通徴収） 三鷹市から送付される納付書の納期（年度8回）に従って納めます。 ※申込みにより口座振替もできます。

※1 基準額の算定方法

$$\text{基準額 (月額)} = \frac{\text{介護サービスに必要な3年間の介護給付費見込額} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)}}{\text{65歳以上の方の総数}} \div 36 \text{ か月}$$

問合せ 介護保険課 介護保険料係 ☎ 29-9277

介護サービスを利用するには

1 申請

介護サービスを利用するには、まず「要介護・要支援認定申請」をする必要があります。市役所、市政窓口、地域包括支援センターいずれかの窓口に申請していただきます。

第1号被保険者：65歳以上で、寝たきりや認知症などで介護が必要な方。家事などの日常生活で支援が必要な方

第2号被保険者：40歳以上65歳未満で、特定疾病（あらかじめ定められた16の疾病）により介護が必要な方

申請に必要なもの

対象

- (1) 要介護・要支援認定申請書
- (2) 介護保険被保険者証（第1号被保険者の方のみ）
- (3) 主治医の氏名、医療機関名、所在地、電話番号
- (4) 個人番号確認書類
- (5) 医療保険者名、被保険者番号
- (6) 本人確認書類（代理人が申請する場合は代理人のもの）
- (7) 代理権確認書類（代理人が申請する場合）
- (8) 医療保険証（第2号被保険者の方のみ）

※ あらかじめ主治医に申請する旨を伝えてください。

2 認定調査・主治医意見書

市が申請を受け付けると認定調査員が調査に伺います。また、申請書に記載されている主治医あてに、市が「主治医意見書」の提出を依頼します（現在の状態を記載するため、申請後に受診いただくか、目安として過去2か月以内の受診が必要です。）。

3 要介護認定・結果の通知

認定調査員の調査内容と主治医意見書の内容から、市の介護認定審査会が申請者の要介護度を判定します。審査会の判定結果に基づいて市が要介護度を決定し、要介護度が記載された「介護保険被保険者証」を交付します。また、介護サービスを利用したときの自己負担は、所得に応じて利用料金の1割、2割又は3割となるため、自己負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

4 サービス計画（ケアプラン）の作成

要介護度が記載された被保険者証が届いたら、「要介護1～5」の場合は居宅介護支援事業所と契約を結び、ケアマネジャーと利用したいサービスについて相談をします。「要支援1・2」の場合は、住所地を担当する地域包括支援センターと利用したいサービスについて相談をします。利用するサービスが決まりケアプランが作成されたら、そのプランに基づいて介護サービスが開始されます。

問合せ 介護保険課 介護認定係 ☎ 29-9275

介護サービスの自己負担

介護保険で介護サービスを利用したら、介護保険料とは別に「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担の割合（1割、2割又は3割）を負担していただきます。なお、要介護度に応じて支給限度額があり、支給限度額を超えた部分の利用料金は、全額が自己負担となりますので、ご注意ください。

また、施設サービスを利用した場合は、上記の自己負担の他に、食費・居住費・日常生活費がかかります。なお、介護保険の利用状況や収入状況に応じて各種軽減制度があります。

問合せ 介護保険課 介護給付係 ☎ 29-9274